



# 埼玉県報

第 2 2 6 2 号  
平成 23 年 2 月 15 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [電子複写機用紙に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の合併に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [ホンダ寄居新工場建設事業事後調査書に係る知事意見\(環境政策課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [斎条土地改良区役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [清算法人斎条土地改良区清算人就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県営都市公園\(北本自然観察公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [一般国道四百六十三号の道路区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道日高狭山線の道路区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道藤倉吉田線の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道矢納浄法寺線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道矢納浄法寺線の供用開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年二月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラッコの会

三 代表者の氏名

金子 保子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市安行北谷六〇一番地の九

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者が地域の中でふつうにあたりまえに生活できる社会を目指す。地域の人たちと交流しながら生活し働ける事業を行ない、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人葬創想
- 三 代表者の氏名  
佐藤 利幸
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県草加市氷川町二千百六十九番地八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、日本古来の伝統・文化である葬儀、墓、さらには、寺に関する知識を広く一般市民に啓発・普及させるとともに、相続・遺言等に関する知識をも広く地域住民に提供することで、社会貢献活動を行うことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年二月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人くまがや小麦の会
- 三 代表者の氏名  
日向 美津江
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市中奈良一七九七番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、熊谷産小麦に対し、地産地消の推進活動を行い、食文化を通じて快適な生活に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年二月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人埼玉県盲人福祉協会
- 三 代表者の氏名  
茂木 幹央
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市人見一六六五番地三養護盲老人ホームひとみ園内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県の盲人福祉の増進と文化の向上を図ることを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第百七十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

電子複写機用紙 25,700箱 ( A 4 判 23,900箱 B 4 判 400箱 A 3 判  
1,400箱 )

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期間

平成23年4月4日(月)から平成24年3月30日(金)まで

### (4) 納入場所

埼玉県庁各課及び浦和合同庁舎(人事委員会事務局、労働委員会事務局)

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。 )。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成23年4月1日（金）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成23年3月31日（木）  
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年3月10日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書



(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年2月21日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成23年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

また、本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

## 5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Papers for electronic copying machines: A4 size (23,900 boxes),  
B4 (400 boxes), A3 (1,400 boxes)

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., March 31,  
2011.

In person: 10:00 a.m., April 1, 2011

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,

Tel. 048-830-5780

## 告 示

埼玉県告示第百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定により特定非営利活動法人の合併に係る認証について次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、合併趣旨書並びに合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月二十八日

二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたまNPOセンター

三 代表者の氏名

中村 陽一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区東仲町一二番一二号ツインハイター〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、市民の自発性・社会性が発揮できる新しい地域社会の仕組みの開発のために積極的な提案をするとともに、社会貢献・社会変革のための市民による活動や事業の支援を行い、また市民団体をはじめとするさまざまな活動のネットワークをすすめることを通して、市民自らが社会的課題を解決し、新しい価値を創造する市民社会の実現をめざします。

# 告示

埼玉県告示第百八十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の六第一項の規定による知事の意見の内容について、同条例第三十条の六第三項の規定により公告する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 事後調査書の名称

ホンダ寄居新工場建設事業に係る事後調査書（造成工事完了後）

## 二 事業者（本田技研工業株式会社）に対する意見の内容

次の事項を勘案して、引き続き環境の保全に努めること。

### イ 水象の影響について

今後も建築や舗装等の工事が順次実施されることから、これらの工事により周辺における地下水の水位が低下することがないように、引き続き地下水の水位を観測すること。

### ロ 動物・植物・生態系の保全について

a 個体保全を実施した動植物種  
個体保全を実施した動植物種は、事業地内での個体群消失（動物）及び地域での絶滅（植物）のおそれがあると予測した種であり、回避するよう留意する必要がある。

このため、再導入に当たっては、個体の定着に適した時期や場所を十分検討した上で実施すること。

また、再導入を実施する森林やビオトープの管理においては、再導入に適した生息環境が維持されるよう、順応的管理に努めること。

### b その他の保全すべき動植物種

今後実施する生息状況調査の結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な保全措置を検討すること。

### c 残置森林

造成工事により森林が小さく分散し、植生の単純化が進むおそれがあることから、今後の森林管理において、造成工事の影響が残置森林の内部に及ばないよう留意すること。

# 告 示

埼玉県告示第百八十一号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
齋条土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があった。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 退任	職名	氏名	住 所
	理事	飯田近夫	行田市大字齋条八七八番地
		市川二郎	同 荒木五一七二番地一
		片柳三郎	同 同 五一四一番地
		神田一雄	同 齋条一三〇三番地
		神田利治	同 同 一二九五番地二
		久保田昭次	同 白川戸四三七番地
		小林宏价	同 齋条三〇二番地一
		小巻正雄	同 下中条四九〇番地一
		菱澤隆夫	同 齋条八六七番地
		瀬尾吉一	同 同 二一九一番地
		高橋洋一郎	同 同 一六四番地
		田島房夫	同 同 一六八三番地
		春田勝之助	同 同 下中条八〇五番地
		松岡勝一郎	同 同 齋条八〇二番地
		松本博司	同 同 一一〇番地
		松本松夫	同 同 二番地
		吉田岳雄	同 同 七七八番地



# 告示

埼玉県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十三年一月十九日解散認可した行田市斎条土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
	飯田近夫	行田市大字斎条八七八番地
	市川二郎	同 荒木五一七二番地一
	片柳三郎	同 同 五一四一番地
	神田一雄	同 斎条一三〇三番地
	神田利治	同 同 一二九五番地二
	久保田昭次	同 白川戸四三七番地
	小林宏价	同 斎条三〇二番地一
	小巻正雄	同 同 下中条四九〇番地一
	菱澤隆夫	同 同 斎条八六七番地
	瀬尾吉一	同 同 二一九一番地
	高橋洋一郎	同 同 一六四番地
	田島房夫	同 同 一六八三番地
	春田勝之助	同 同 下中条八〇五番地
	松岡勝一郎	同 同 斎条八〇二番地
	松本博司	同 同 一一〇番地
	松本松夫	同 同 二番地
	吉田岳雄	同 同 七七八番地





# 告 示

埼玉県告示第百八十四号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第百八十五号

朝霞市から朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第百八十六号

朝霞市から朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第百八十七号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

北本自然観察公園

二 位置

北本市石戸宿、荒井地内

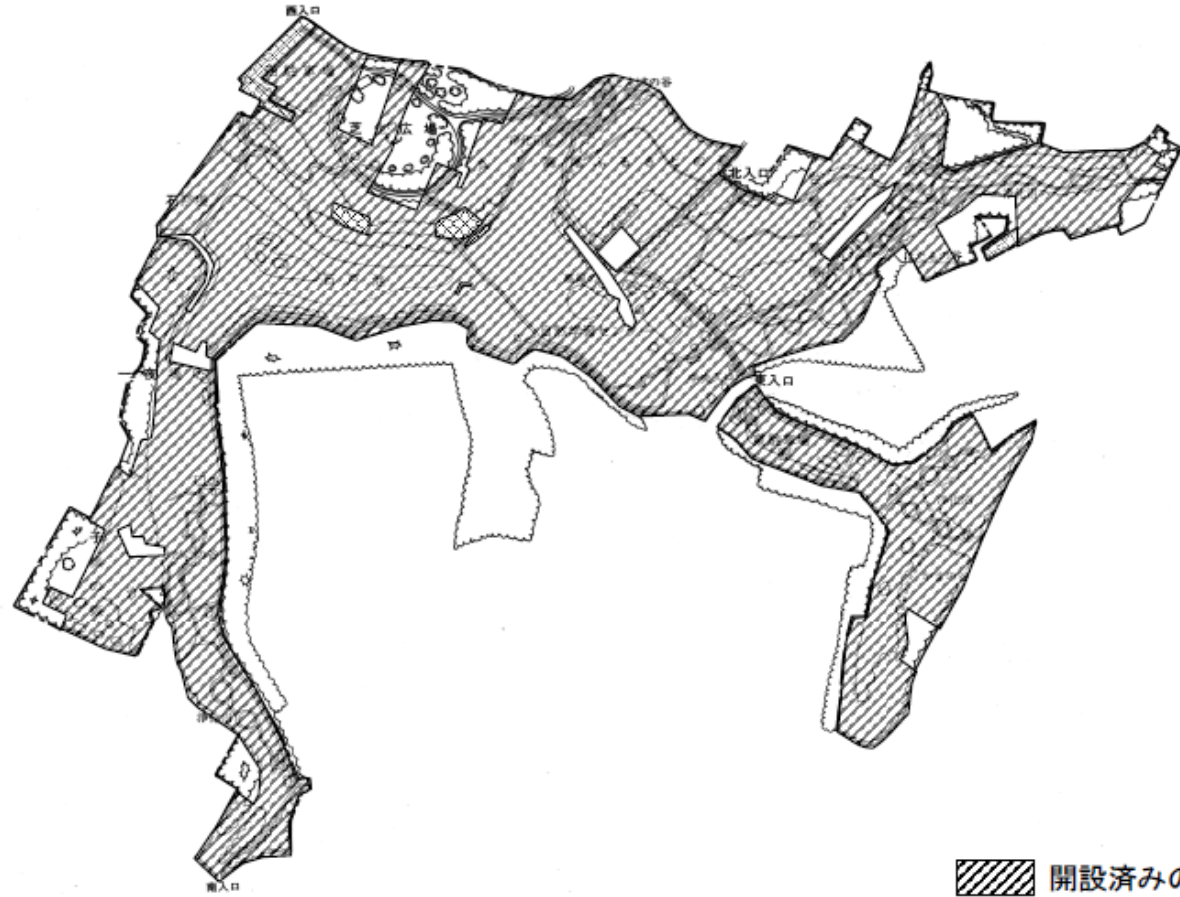
三 変更に係る区域


別図のとおり


四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十三年二月十五日

# 北本自然観察公園



 開設済みの区域

 今回供用開始する区域



# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

一 道路の種類 国道

二 道路線名 四百六十三号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番五地先まで	所沢市三ヶ島四丁目二四一 七番一〇地先から	区 間
二五・〇〇	二五・〇〇 三二・四〇 三四・八〇	敷地の幅員 (メートル)
	七・九〇	延長 (メートル)
		備 考



# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 日高狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番一地先まで	狭山市広瀬東三丁目二〇一 五番一地先から	区 間
一六・〇〇〇	一六・〇〇〇 二二三・三〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一六・〇〇〇	一四・三〇〇	延 長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長

並木孝之

<p style="text-align: center;">藤倉吉田線</p>	<p style="text-align: center;">路 線 名</p>
<p style="text-align: center;">秩父郡小鹿野町藤倉字東山一一七二 番一地从先から同郡同町藤倉字東山一 一〇番一地从先まで</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の区間</p>
<p style="text-align: center;">平成二十三年三月五日 午後三時</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の期日</p>
<p style="text-align: center;">○メートル 延長二三五・〇</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">平成十九年 三月二十三日 付け埼玉県秩 父県土整備事 務所長告示第 四号で告示し た道路予定区 域の供用開始 である。</p>

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福 島 浩 之

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 矢納浄法寺線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
五地先まで	児玉郡神川町大字上阿久原字獅子 岩一五四一番一地先から同郡同町 大字下阿久原字獅子岩一四四〇番	区 間
一七二・六五	一九・六〇 一三三・九二	敷地の幅員 (メートル)
	一八四・四六	延長 (メートル)
	地方特定道路(改築)整備工事による。	備考

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長

福 島 浩 之

路線名	矢納浄法寺線
供用開始の区間	児玉郡神川町大字上阿久原字獅子岩一五四一番一地从から同郡同町大字下阿久原字獅子岩一四四〇番五地先まで
供用開始の期日	平成二十三年二月十五日
備考	平成二十三年二月十五日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八四・四六メートル



# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十二年十二月十四日

指令越建セ第二二〇〇四二号

二 検査済証番号

平成二十三年二月八日

越建セ第四〇七 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字山崎九四五 三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字山崎一一二 二

増田 貴之

# 告 示

## 埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年二月十五日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

### 一 日時

平成二十三年二月二十二日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 県議会平成二十三年二月定例会提出予定案件について

ロ 平成二十三年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

ハ その他

# 告示

埼玉県選管告示第二十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十三年二月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人 潤青会 介護老人福祉施設 小江戸の庭	川越市大字小仙波八二三番地一

# 告 示

埼玉県選管告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十三年二月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	岡崎病院	川口市上青木四丁目二番六号